

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中

教育委員会事務局 管理部文化財課	文化財保護係長	課長代理
教育委員会事務局 教育部義務教育指 導課	企画調整係長	課長代理

を

教育委員会事務局 管理部文化財課	文化財保護係長	課長代理
教育委員会事務局 教育部教育支援推 進課	企画調整係長	教育支援推進監
教育委員会事務局 教育部義務教育指 導課	企画調整係長	課長代理

に改める。

別表第四の五の項中

教育委員会事務局管理部文 化財課	教育委員会事務局管理部文 化財課出納員
教育委員会事務局教育部高 校教育指導課	教育委員会事務局教育部高 校教育指導課出納員

を

教育委員会事務局管理部文 化財課	教育委員会事務局管理部文 化財課出納員
教育委員会事務局教育部教 育支援推進課	教育委員会事務局教育部教 育支援推進課出納員
教育委員会事務局教育部高 校教育指導課	教育委員会事務局教育部高 校教育指導課出納員

に改め、同表の六の項中「教育委員

会事務局教育部高校教育指導課」を「教育委員会事務局教育部教育支援推進課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。